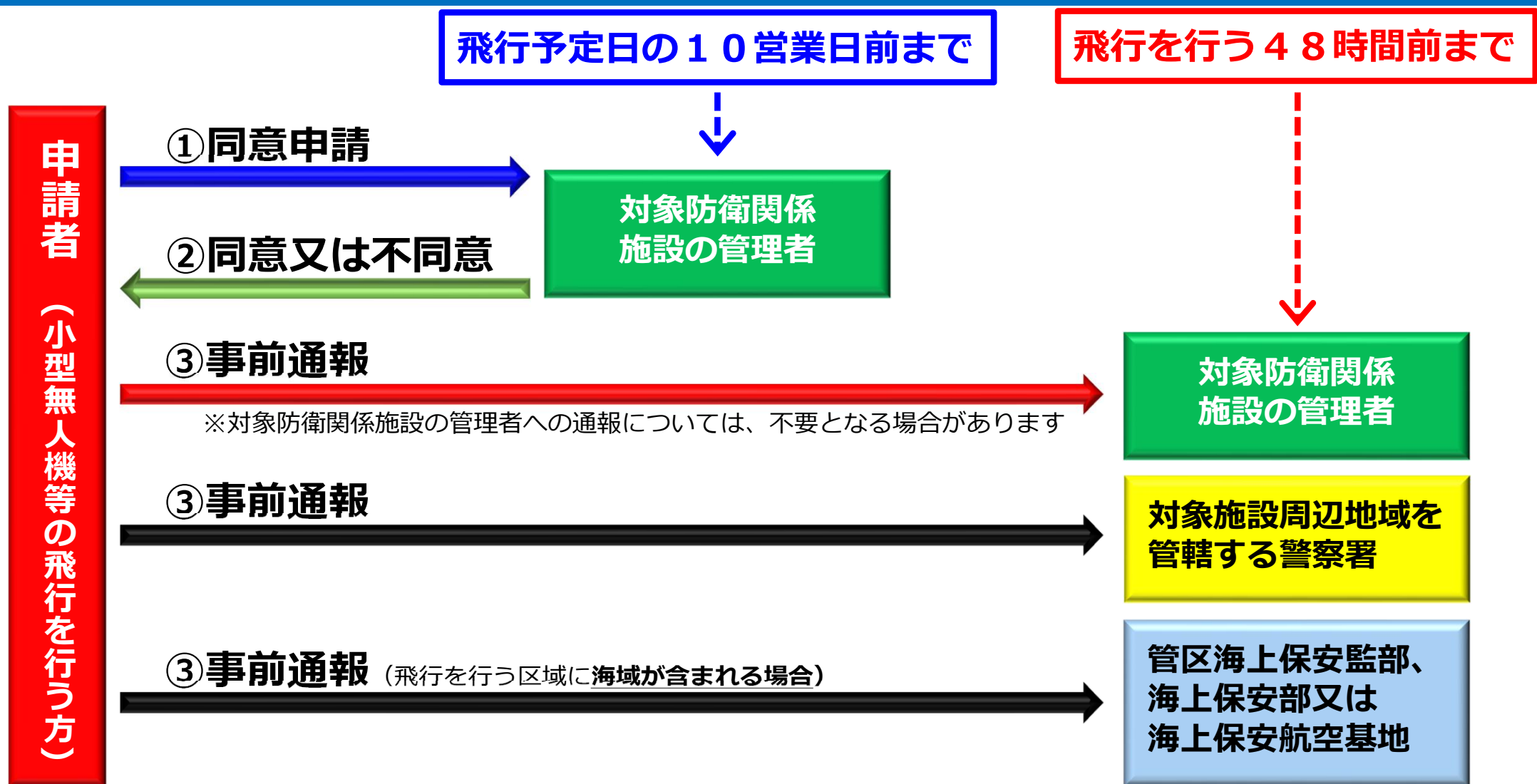


『自衛隊施設』における同意申請から事前通報までの流れ



※ 災害その他緊急やむを得ない場合に限っては、飛行を行う直前までに、対象防衛関係施設の管理者に口頭で通報することで飛行が可能となります。ただし、その場合であっても、対象防衛関係施設の敷地又は区域の上空については、対象防衛関係施設の管理者から当該飛行に係る同意を通報に先立って得る必要があることに注意してください。

具体的な通報の窓口となる対象防衛関係施設、警察署及び海上保安本部については、防衛省、各都道府県警察及び国土交通省のホームページを参照してください。

①同意申請書、③施設の管理者への通報書の様式については、同ホームページに掲載していますのでご利用ください。